

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 2月 20日
契約業者名	(一財) 橋梁調査会
契約業者の住所	東京都文京区音羽 2-10-2
業務の名称	R7・R8 関東MC管内橋梁診断他業務
業務場所	関東地方整備局管内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について記述する)	本業務は、橋の健全性の診断の区分の決定を行うために最も重要な情報として、橋の状態を把握し、橋の性能の推定等の技術的な評価を行い、必要な橋の性能を確保の観点から、橋の上部構造、下部構造、上下部接続部の部材群の集合(以下、「要素」という。)の力学的な機能を担う部材群(システム)が果たす役割を踏まえ、次回定期点検までの措置の必要性等の検討し記録を行うものとする。 また、橋梁管理カルテの作成・更新及び技術力向上を図る研修補助を行うものとする。
履行期間(自)	令和 7年 4月 1日
履行期間(至)	令和 8年 6月30日
変更前の契約金額	291,390,000円(税込み)
変更金額	+ 133,485,000円(税込み)
変更後の契約金額	424,875,000円(税込み)
変更理由	<p>1. 橋梁診断他</p> <p>(1) 橋梁(定期点検)診断</p> <p>1) 各(河川)国道事務所において現地精査した結果、橋梁診断の橋梁数を97橋増工とする。</p> <p>2) 橋梁定期点検要領の改訂により、点検調書の作成様式が増加したため増工とする。</p> <p>(2) 橋梁管理カルテ作成・更新</p> <p>1) 定期点検対象橋梁の橋梁管理カルテ作成・更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁定期点検の対象橋梁数が増加したため、橋梁管理カルテ作成・更新の橋梁数を97橋増工とする。 ・ 橋梁定期点検要領の改訂により、橋梁管理カルテ作成(様式3-1)と橋梁管理カルテ更新(様式3-1)のA表~C表のうち、C表のみ作成を行うため減工とする。 <p>2) 橋梁管理カルテ更新(様式3-1、様式3-3)</p> <p>第三者被害を予防するための橋梁点検の対象範囲に基づき精査した結果、橋梁管理カルテ更新(様式3-1、様式3-3)第三者被害予防措置を行う橋梁数を374橋、詳細調査を行う橋梁数を6橋増工とする。</p> <p>2. 技術支援</p> <p>研修運営補助として、「道路構造物(係長級)〔保全コース〕研修」を新規追加とする。</p> <p>「道路構造物管理実務者研修(橋梁初級I)」の現場実習の足場設置等を追加とする。</p>